

前医が後医に対して負う義務とは

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

地元の病院で排卵誘発治療（hMG-hCG療法）による不妊治療を受けていた女性が、卵巣過剰刺激症候群（OHSS）と診断され入退院したが、第1子を無事出産した。第2子を希望した女性は、再び同じ病院でhMG-hCG療法を再開。女性が担当医の指示に従わずに実家へ帰省した後、帰省先の病院でOHSSの診断を受けて入院することとなった。その後、第2子の妊娠が明らかになったが、OHSSが増悪したため人工中絶手術を受け、その2日後に突然チアノーゼと呼吸困難が発生し死亡した。

女性が死亡したことを受けて、女性の夫と息子が、前医である地元の病院には後医である帰省先の病院に対して依頼書を書くだけでなく、状況に応じた積極的な協力を行うべき義務があると協力義務違反で訴えた事例である。審理の結果、原告の請求は棄却された。

キーワード:前医, 後医, 排卵誘発治療(hMG-hCG療法), 卵巣過剰刺激症候群(OHSS), 協力義務違反

判決日:横浜地裁平成16年12月27日判決

結論:請求棄却

【事実経過】

年月日	詳細内容
平成2年 4月17日	女性A, 第1子の妊娠を希望しH市立I病院を受診。
平成2年 11月10日	H市立I病院にて, Aに対する不妊治療としてhMG-hCG療法が開始される。
平成2年 12月12日	A, OHSSと診断されH市立I病院に緊急入院。 その後, 症状軽快し退院。
平成4年 2月27日	A妊娠。その後, Aは実家での分娩を希望し, 担当医であるO医師の了承を得た上で, 帰省先のJ病院にて第1子である原告Bを出産。
平成5年 9月18日	A, 第2子の妊娠を希望し, 再びH市立I病院を受診。
平成6年 1月頃	H市立I病院にて, Aに対するhMG-hCG療法が開始される。
平成6年 4月21日	H市立I病院にて, 妊娠成立の可能性があるとし, O医師からAに対し, 性的交渉を持つこと, 安静

	にして過ごすこと, 妊娠成立の可能性のある大事な時期なので帰省せず定期的に通院することが指示され, Aはこれを了解した。
平成6年 4月25日	Aは午前中にH市立I病院を訪れ, 紹介状が欲しい旨依頼したが, O医師が手術準備中であったため午後に再来院するように指示された。しかし, Aはその後実家のあるK市に帰省したため, 午後には再来院しなかった。なお, Aはこのころから腹部膨満感を覚えていた。
平成6年 5月3日	A, K市立L病院にてOHSSとの診断を受け即日入院。
平成6年 5月10日	Aの夫CがH市立I病院を訪れ, O医師に対し, Aが妊娠しているようであること, OHSSを発症しK市立L病院に入院していることを告げたうえ, 紹介状を書いて欲しいと依頼。O医師は, 診察していないのではっきりしたことは言えないなどと答

	え紹介状は作成しなかった。
平成6年 5月16日	Cが再度H市立I病院を訪れ、担当医に紹介状作成を依頼。これに対しO医師は、事前K市立L病院から電話による依頼を受けていたので、初診時以降のH市立I病院における治療経過、B出産に至る経過及び平成6年1月からのhMG-hCG療法の治療経過について記載した紹介状を作成し、Cに交付した。
平成6年 5月27日	A、入院中のK市立L病院において人工妊娠中絶手術を受ける。
平成6年 5月29日 午前5時50分頃	突然Aにチアノーゼと呼吸困難が出現。
午前7時10分頃	A死亡。 死亡診断書には死因は急性肺水腫、その原因としてOHSS、その他の身体状況として卵巣腫大、腹水貯留との記載あり。

【争点】

本件は、Aが死亡したことを受けて、Aの夫と息子が、前医である地元のI病院には後医である帰省先のL病院に対して依頼書を書くだけでなく、状況に応じた積極的な協力を行うべき義務があると協力義務違反で訴えた事例である。

1. O医師には、後医であるK市立L病院に対し、治療経過を詳細に記した紹介状を渡し、必要に応じて同病院に対し電話して必要な情報を提供する用意があることを伝え、同病院での治療が万全なものとなるような情報を提供し、また同病院における検査データを求めるなどし、必要な意見を述べる協力義務違反があったか
2. Aが多嚢胞性卵巣症候群であったことを前提として、O医師に、Aに対しOHSS発症等の合併症の危険性がある不妊治療を行うにあたり、その危険性を十分に説明しなかった説明義務違反及び経過観察義務違反があったか

【裁判所の判断】

1. H市立I病院の後医に対する協力義務の内容について

前医の後医に対する協力義務は、患者が同意し、または同意したと推測されるような状況下で、後医からの要望があった場合に前医として患者の診療により得た情報を提供することで足り、後医が診療情報の提供を希望しないにもかかわらず患者の情報を提供すべき義務を含むものではないと解することが相当である。なぜならば、患者のプライバシーの権利は、たとえ医療機関同士であるとはいえども、勝手に開示されるべきではないこと、後医には医療行為の裁量があるのであり、過去に医療行為をしたにすぎない前医の行為により妨げられるべきではないからである。

2. 本件O医師は上記義務を履行しているといえるか

H市立I病院のO医師は、原告Cの求めに対し、5月10日の時点では口頭で答えるのみで紹介状を作成交付しなかったものの、5月16日には、原告Cの求めに応じて、これまでの治療経過を記載した紹介状を作成交付していることが認められる。そうすると、O医師は前医としての協力義務を果たしているものというべきである。

3. 結論

裁判所は、以上のように、前医の後医に対する協力義務の内容を限定的に解し、H市立I病院が行った診療情報の提供は協力義務の履行と認められると判示し、さらに、Aが多嚢胞性卵巣症候群であったということはできず、O医師には説明義務違反及び経過観察義務違反はないとして、原告CらのH市に対する請求を棄却した。

【コメント】

1. はじめに

本件の争点は多岐に渡るが、ここでは前医の後医に対する協力義務の点についてのみ触れることとする。

前医が後医に対し義務を負うのか、負うとすればその内容とは何なのか、その法的根拠および義務の範囲・内容についてはあまり知られていない。本判決は、前医の後医に対する協力義務の内容につき一定の判断を下したものであり、この点で参考になる。

本稿では、まず前医の後医に対する義務を定めた法令上の根拠あるいは周辺事情について触れ、そのうえで本判決についての具体的検討を行う。

2. 前医の後医に対する義務とは

(1) 法律上の定め

前医と後医の間には、通常、何の契約関係も存在しないことから、前医が後医に対し、契約関係に基づいた行為義務を負うことはない。

それでは、前医の後医に対する義務を定めた法令等が存在するのであろうか。この点、医療法第6条の4第5項に次のような規定がある。「病院又は診療所の管理者は、第三項の書面（注：患者退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面）の作成に当たっては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない」。これは、基本的には本判決が認定した診療情報提供義務の内容に近似した内容であるといえるが、前医の後医に対する義務を直接に規定したものとはとはいえない。義務の性質も努力義務であり、その内容も抽象的なものに留まっている。

なお、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」第16条には、「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療に

ついて疑義があるときには、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない」としていわゆる転送義務が定められているが、これは前医の後医に対する義務を定めたものとはいえない。

(2) 日本医師会による指針

法令ではないが、日本医師会が平成14年10月に発表した「診療情報の提供に関する指針[第2版]」には、前医と後医との関係を規定したものである。以下の規定が存在する。

4-1 医師の求めによる診療情報の提供

- a 医師は、患者の診療のため必要があるときは、患者の同意を得て、その患者を診療した若しくは現に診療している他の医師に対して直接に、診療情報の提供を求めることができる。
- b 前項の求めを受けた医師は、患者の同意を確認したうえで、診療情報を提供するものとする。すなわち、ここで想定されている前医の後医に対する協力的行為の内容は、患者の同意と、これを受けた後医が前医に診療情報の提供を求めることを前提とし、後医に対し診療情報を提供することのみである。

なお、厚生労働省はこれを受け、平成15年9月12日、ほぼ同内容の「診療情報の提供等に関する指針の策定について」とする通達を出している（医政発第0912001号）。

(3) 小括

以上のとおり、前医と後医との関係につき規定した法令あるいは指針として、診療情報提供以上の具体的協力内容につき触れたものは存在しない。

3. 本判決について

(1) 前医の後医に対する義務の内容

本判決は、前医の後医に対する協力義務の内容を、診療情報の提供を行うことと特定し、これを超えた

義務は存在しないとされた。そして、この協力義務は、①患者の同意あるいは推定的同意がある状況下において、②後医からの要望があった場合に生じる、いわば一定の要件が充たされた場合に発生するものであるとしたのである。

また、このように解すべき根拠として、③患者のプライバシーの権利は、たとえ医療機関同士であるとはいえども、勝手に開示されるべきではないこと、④後医には医療行為の裁量があるのであり、過去に医療行為をしたにすぎない前医の行為により妨げられるべきではないことを挙げた。

前述のように、裁判所は、AとH市との間で締結された診療契約の内容に、前医たるH市の義務として、分娩を担当する後医たる医療機関に対し引き継ぎを行うという内容が含まれていたとしている。このことのみからすれば、H市の義務の内容として、単に後医に対し求めがあった場合に、これに応じて診療情報を提供するという義務を超え、何らかの踏み込んだ行為が求められるようにも思える。しかしながら、裁判所は、前医の後医に対する義務を「協力義務」としたうえで、その内容を限定的に解釈した。これは、前述の日本医師会による指針や厚生労働省による通達が、前医が後医に対して行う協力行為の内容につき、患者の同意と、これを受けた後医が前医に診療情報の提供を求めることを前提としたうえで、この求めに応じて診療情報を提供するという程度のものであるとしていることにも合致している。

前述のとおり、前医の後医に対する義務を直接定めた法令上の根拠はなく、前医に対し、後医の求めに応じ、後医が治療上必要と考え求める診療情報を提供すること以外の具体的行為義務を課すことは、理論上も実際上も困難と考えられることからすれば、本判決の認定内容は概ね妥当なものと考えられよう。

(2) 診療情報提供と個人情報保護、守秘義務及びプライバシー権

ところで、前述のように、前医の後医に対する診

療情報提供は、患者の同意の存在を前提としている。

これは、患者の同意のないまま個人情報を第三者に提供することは、原則として、平成15年に制定された「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）第23条第1項違反に当たることを意識してのものと思われる。

なお、厚生労働省は、平成16年12月24日付「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を発表しており、非常に参考になる。これによれば、本人の黙示の同意が得られていると考えられる場合として、「第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合」が挙げられている。すなわち、個人情報の利用目的として後医等連携機関への診療情報が公示されていれば、必要性が認められる以上、患者からの明確な同意がなくてもこの条件は充たしていることになる。もっとも、同ガイドラインは、「個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう求めがある場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要がある」とも規定しており、秘匿の程度の高い情報を第三者提供する場合には、やはり明確な同意を得ておくべきということになる。

また、詳細については割愛するが、医師には守秘義務が課せられており、正当な理由のない秘密の漏示は刑事罰の対象となること（刑法第134条第1項他）、またプライバシー権の侵害とされるおそれがあることも、本判決が意識している点だと思われる。

(3) 診療情報提供義務の具体的内容について

本件において診療上義務が履行されたかどうかについては、本判決文は、「5月16日には、原告Cの求めに応じて、これまでの治療経過を記載した紹介状を作成交付していることが認められる。そうすると、O医師は前医としての協力義務をはたしているものというべき」と述べているに留まり、O医師

が作成した紹介状の内容が十分なものであったか否かという踏み込んだ判断は行われていない。

しかし、前述のとおり、現在では個人情報保護法や医療・介護関係事業者向けの同ガイドラインが整備され、患者の推定的同意があると認められる場合が多いと思われること、前医が後医に積極的な診療情報の提供を行ったところで実際に後医の裁量権を侵害する場面は少ないと思われることから、診療情報提供義務の内容を過度に消極的に解する必要性は高くない。したがって、本判決によらず、事案の緊急性の程度や患者の自覚症状の有無等により、後医に伝えておくべき必要性が高いと考えられる情報については、協力義務の不履行とされないよう、診療情報提供書に十分な記載を行うことが求められる。

(4) 補足

なお、本件では、K市に対しても、H市立I病院への照会を怠りOHSSに対して漫然と大量のアルブミン製剤を投与した経過観察義務違反および救命措置違反を理由として損害賠償が請求されており、本判決で一部認容されている。これに対しK市が控訴し、控訴審ではK市側が逆転勝訴したが、Cらは上告申立を行った模様である。

【参考文献】

判例時報 1910 号 116 頁

医療判例解説 25 号 75 頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [第14回 排卵\(V\): 卵巣刺激 —卵巣刺激の原理と個別化***](#)
- (2) [第21回 不妊症**](#)
- (3) [生殖医療と周産期医療の連携**](#)
- (4) [産科麻酔における危機管理:日本麻酔科学会の取り組み**](#)
- (5) [10. PCOS***](#)

- (6) [医学管理等の要点解説 20**](#)
- (7) [2. 卵巣過剰刺激症候群***](#)
- (8) [ホルモンQ&A***](#)
- (9) [3. 院外から診療情報の提供を求められた場合の対応について**](#)
- (10) [3\) 診療情報の提供における諸問題—病院の立場から—**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。